

議 事 録

件 名	第 1 9 回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議
日 時	平成 2 5 年 3 月 2 1 日（木）午後 6 時 3 0 分から
場 所	登別市役所 3 階 第一会議室
会議内容 （質問等）	<p>○会長挨拶</p> <p>会 長： それでは皆さんお晩でございます。第 1 9 回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議を開催したいと思います。</p> <p>○資料の説明と質疑応答</p> <p>会 長： 景観・緑化に関する条例（案）の 5 ページに赤字で書かれている「価値に目覚めその掘り起こしを行い」という文言について、前回意見がありましたので、どのような事であったかを調べて頂きました。本日用意した「登別自然遺産【案】」という資料の中に謳われており、そこに書かれている文言の響きが良いという事で取り上げられていますが、意味合いはどのようなのかという事で、もう一度、登別自然遺産【案】を見てみます。</p> <p>【特性】</p> <p>1) 豊かな自然の掘り起こしを、市民参加により行なうことで、その価値を広く認識（共有）することが出来る。となっています。</p> <p>市民参加による掘り起こしを先に行うことで、その価値を広く認識（共有）することが出来るという事だと思います。目覚めという事が先ではなく掘り起こしが先なのではないかということです。前回の意見とは異なりますが、意味合いからするとこのように理解する方が良いのではないかという事です。5 ページの緑で書かれている部分は皆さんから頂いた意見になりますので、目を通して頂きたいと思います。</p> <p>A 委 員： 「価値に目覚めると」という言葉に違和感を覚えるという意見を頂いた中で、「価値を認識し」というようにしたらどうかという話をしたような気がするのですが。</p> <p>会 長： 緑で書かれている部分は以前に出た意見であり、この条文の基になっている意見です。先に掘り起こしを行って価値に目覚めるのではなく、価値に目覚めてから掘り起こすのではないかという意見もあった中で、響きとしては良いけれども意味合いとしてはどうなのだろうかという意見もあったと思います。この緑で書かれている部分が無いと、どのような意見があって、このような条文になったという事が分からないので集めて頂きました。最終的に条例を提言する時にも、このような説明書きは必要だろうと考えております。</p> <p>A 委 員： 5 ページの第 3 条第 5 項に赤字で「その価値に目覚め、その掘り起こしを行い、」と書かれているのが、意見をまとめた結果の文言ではないのでしょうか。</p>

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： 前回の意見を反映させると、そのような条文になりましたが、その事について色々調べたら、登別自然遺産【案】とは順序が異なるのではないかという事で、再度、提案させていただきました。</p> <p>A 委員： 今日出された自然遺産【案】では、【特性】の（１）として「その価値を広く認識（共有）することが出来る」という言葉を使っているの、目覚めるよりも認識の方が良いのではないかと思います。</p> <p>会 長： 価値への目覚めという響きが良いという事で条文に取り上げました。登別自然遺産【案】を作った時の経緯は分かりませんが、「その価値を広く認識する」という事を「目覚める」というように置き換えたのではないのでしょうか。</p> <p>A 委員： なるほど。そうかも知れませんね。</p> <p>B 委員： 前回欠席したので、文章でしかニュアンスが伝わらないので、多分ずれた意見になると思うのですが、私は大分前の会議で、登別の自然遺産【案】に書かれている「掘り起こしと、価値への目覚め」という文言が良い表現だと多分言ったと思うのです。私はインパクトがあっても良いのではないかと思います。私もそうですが、当たり前前の光景というものは、そのまちに住んでいる人は中々気付かない人が多いのです。この表現により、意図的に探るといふか掘り起こすという作業がされる感じがして、より行動的な感じがしたのです。先程の認識という言葉は適切であり、とても良い言葉なのですが、もうちょっとインパクトといふか、さらに自分の意志や気持ちが深く伝わって行く場合に、目覚めという表現の方がより行動的なのかなと思、私は以前の会議で発言しているの、掘り起こしとか目覚めといふのは、個人的にはそんなに悪くない表現ではないかなと思っております。</p> <p>会 長： 文法上問題の無い表現といふか、一般的な表現ばかりにしてしまうと、インパクトが無いといふか、面白みが無いものになってしまう気がします。そのような中で皆さんに広めたい、認識してもらいたいという意味で、目覚めという言葉を使ってはどうかという事です。</p> <p>A 委員： わかりました。【特性】と【目的】の言葉の表現がちょっと違ったものから。</p> <p>会 長： 意味合いとしては広く認識してもらおうという事だと思います。前回、掘り起こしが先なのか目覚めが先なのかという問題がありましたので、基になっている登別自然遺産【案】を提示しました。</p> <p>A 委員： リーダー会議で出された、掘り起こしが先という事についてはどうなのでしょう。</p> <p>C 委員： 登別自然遺産【案】といふのはどういったものなのですか。決まったものな</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>のか決まっていけないものなのか、【案】なので決まっていけないと思うのですけれども、以前から提示されていましてでしょうか。今さらの話になるのかもしれないですけど、文章的に整理した方が良いのではないかという気がするのですがどうでしょうか。2行目にある「登別市独自の視点」とありますが、登別市とは何を指しているのでしょうか。また、その次に「市民参加で選ぶ」とありますが何か分かりづらいです。市民で選ぶという文言でも問題無いと思えますし、そういった事をかなり直さないといけないと思うのです。登別自然遺産の定義付けをしっかりとした方が良い気がするので、精神はこのとおりで問題無いと思うので主に文章整理をした方が良いと思います。</p> <p>事務局： 登別自然遺産【案】というものは、あくまでも環境保全市民会議で扱っていたものです。</p> <p>C 委員： これは出来上がっているものなのですか。</p> <p>事務局： いいえ。同時期に市民自治推進委員会がこの条例案を策定していたので、市民自治推進委員会の条例案で取り上げた方が良いのではないかという事だったと思います。</p> <p>会長： 参考程度の資料という事ですね。</p> <p>C 委員： こういうものがもうあるという事ですね。決まっているのですね。</p> <p>事務局： いいえ案ですので決まっているものではありません。</p> <p>C 委員： この【案】はどういう扱いになるのですか。我々が作っている条文の入り口になると思うので、決まっているのか決まっていけないのか、はっきりしないといけないと思うし、我々が修正しながら決める事が出来るものなのか、ここで決めるという訳ではないけれど、そういう方向性に持って行けるのか、あるいは他の会議で決める事なので参考にして下さいという程度なのか、そこら辺を知りたいです。</p> <p>事務局： 市民自治推進委員会から条例案の提言を受けた時に、この登別自然遺産【案】は添付されていたもので、既に決まっているといったものではありません。</p> <p>C 委員： 大分前にこの資料を貰ったという事ですが、これについて議論というのはされたのでしょうか。今さらの話ばかりしていますが。</p> <p>事務局： 市民自治推進委員会の条例案の説明をした時に、この説明をしたと思いますが、議論はしていないと思います。</p> <p>C 委員： 本当に申し訳ないのですけれども、もうちょっと文章整理した方が良いのではないかという感じはしました。私も特別、国語力がある訳ではないのですが読んでいて何となく変な感じがしました。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： 掘り起こしという言葉と、価値への目覚めというのが、響きだとかインパクトがあるという事の問題だったと思います。</p> <p>C 委員： ただこの登別自然遺産というものが、【案】ではなくて、ちゃんと条文の前に出て来るだとか、あるいは我々が登別市の自然遺産というものを守り続けるための基本となるものであるならば、もうちょっと整理した方が良いのではないかと思います。</p> <p>事 務 局： この登別自然遺産【案】は、今作っている条例案の中に、景観自然遺産というものの位置付けがありますので、あくまでもこれの基になったものというか参考になったものという考え方で良いと思います。</p> <p>C 委員： 参考にしたという事は決まったものとして元々あったという事ですね。例えば登別自然遺産の定義はこういう事ですと決まっていなければならないと思うのです。参考程度にはなるのかも知れませんが、定義としてきちんと決まっていなければいけませんし、まして目的と書いてあるのですから、かなり明確に決まっていなければならないと思います。</p> <p>事 務 局： そうであれば、今作っている条例案に登別景観・自然遺産の項目がありますので、そちらの方ではっきりさせなければなりませんね。</p> <p>C 委員： これが表に出ないのであれば良いのだけれども、例えば登別自然遺産とは何ですかと聞かれたときに、条文に謳われていなければならないと思う。</p> <p>D 委員： 第18条には別に定める基準によりとなっていますね。</p> <p>C 委員： 今言ったように参考となる資料であるならば、ちょっと変えた方が良いのかなと思います。あと、内容よりもこの資料の存在自体がどうなのかというような話になってしまっているので、これははっきりした方が良いかなと思います。</p> <p>会 長： 登別自然遺産【案】の位置付けでしょうか。</p> <p>C 委員： この資料があるという事なので、これをどういうポジションに入れるのかという事ですね。</p> <p>会 長： 市民自治推進委員会の皆さんが考えたものを参考に、条例案を作りましょうという位置付けでしたので、決定しているという事ではないです。</p> <p>C 委員： それであれば、この案というのは、いつどこで決定するのでしょうか。</p> <p>会 長： 第18条で景観・自然遺産の指定等と条例の中で謳っているのですから、これは何なのかという事になりますよね。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>事務局： この案は環境保全市民会議で作られたもので、これと同時期に市民自治推進委員会で条例案作りを行っていたので、条例にこういった事を取り入れた方が良いのではないかという事で、移行したという経緯があったと思います。</p> <p>C 委員： 要するにこの条例を作る時に、これを参考にし、この精神を盛って下さいという事ですね。ですので、この条例が出来ると無くなるという事ですね。</p> <p>事務局： そうですね。ただ、その精神というものをどこかに残すのであれば条文の中に入れるのか、もしくは別のかたちで残す、そうしていかなければならないと思います。</p> <p>C 委員： 条文の文言と一致してなくても良いけれども、きちんとこの精神がここに入っていないといけないと思う。これを作った人にとっては大切なことであり、精神が入っていないのではないかという事がないようにしなければならぬと思います。それからもうひとつは、登別自然遺産の定義としてここに謳われているのですけれども、登別が考えている自然遺産の定義はこういう事ですよという文章はどこにあるのですか。この登別自然遺産【案】は環境保全市民会議で作られているのですよね。ですので、これはもうある意味認められているのか認知されているのですよね。</p> <p>事務局： その会議の中では認知というかこれで進めようという共通の意識を持っていたと思います。実際に携わっていたF委員が一番詳しいと思います。本日欠席していますが。</p> <p>C 委員： これが何の拘束力を持たないという事はよくわかったのですが、この条例案の中には登別自然遺産という文言が出て来ないのでしょうか。</p> <p>D 委員： 景観と一緒になくなってしまって景観・自然遺産という形で出て来ていますね。</p> <p>C 委員： 自然遺産という言葉は出て来ているのだから、自然遺産とは何だとなった時の定義は当然必要になって来る訳です。そしたらその定義はどこかに出ているのかという事で調べると思うのです。あればそれが定義になるでしょうし、無ければ定義しなければならないのです。要するに用語説明がなければならないのです。</p> <p>事務局： 第18条で、「市長は、貴重な景観・自然資源を登別景観・自然遺産（以下、「景観・自然遺産」といいます。）として、別に定める基準により指定することができます。」と規定しています。 その定義というものは書いていないのですけれども、別に定める基準によりなっていますので、ここで謳わなければならないのかと思います。</p> <p>C 委員： どこかで謳わないと駄目ですね。別に定められているので。これから作られるのか、そもそももうあるのか、その答えが欲しいところです。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>C 委員： 条例が出来た後に定めるという事でも別に構わないとは思いますが、当然どこかに定めないと駄目だと思います。別に定める基準を、まずこの条文の他にも作らないといけません。</p> <p>事務局： 別に定める基準であります第5項に、「第1項の指定基準を定めるときは、推進会議と協議し審議会の意見を聴かなければなりません」となっています。</p> <p>E 委員： 精神はこれで分かるのですが、残るものであればやはり整理が必要であると思います。</p> <p>C 委員： 残らないのであればこれで良いだろうし、もし残るのであればもうちょっと整理した方が良くないかと思いました。意味は分かりましたので、この件についてはもう大丈夫です。</p> <p>会 長： 別に定める基準ですが、これはこのままで良いのでしょうか。</p> <p>C 委員： これは指定の基準を別に定めるという事だから、いわゆる定義を別に定めるという意味ではないという事が分かったので大丈夫です。ただ、定義をどこかで定めなければならないという事が起きた時には、用語だけでも良いのだけれども別に定めなければならないという事です。今のお話の中でいうと、指定の基準は別に定められており、第5項にこのようにやって下さいとなっていますので、それは良いと思います。</p> <p>A 委員： 今、登別には自然遺産というものはないのでしょうか。</p> <p>事務局： そういった事が定められていないのでありませんが、北海道遺産であれば地獄谷が指定されています。</p> <p>A 委員： 北海道のものがあるとなれば、指定するための条件とか、そういうものは登別でも参考に出来ますよね。この条例の目的や理念に絡むのであれば景観自然遺産として指定する事が出来るのではないかと思います。</p> <p>C 委員： 多分、条件的にこうでなければ駄目だとかはないと思います。今我々が作っている条例にはそういうものはないと思うのです。というのは市民参加でこれが良いよという事になれば、それで決まるという事だと思う。北海道は色々決めていっているだろうけれど、我々はそれくらいで良いのではないかと思います。</p> <p>B 委員： この会議とは全然関係ない会議で、前にクリンクルセンターで環境に関連した会議をしていた事があったのです。私は5、6年前に体調不良でやめたのですが、やめる直前に登別遺産という話が出ました。自然観察等に取り組んでいたこともあり、どういう所にスポットを当てたいとか残したいと思うかを聞かれた事があるのです。その時私は独断と偏見ではありますが、手書きで色々な箇所を一覧表にまとめ理由も付け加えて提出し、そしてその会を降りたのです。その後F委員たちが違う会を立ち上げたのかどうかよくわからな</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>いのですけれど、もっと深みのある議論をしていたのではないかと思います。そういう経緯はあります。</p> <p>C 委員： これを決める時は推進会議とか、色々そういう公の会議を開いてそれで決めて行って、最後決定するのは市長か誰かだとは思いますが、そこら辺については不公平感というものはないし、会議で言ったからといってそうなるのは限らないし、多分、市民目線として、これでという提案をする事が出来るのですよね。提案をして答申をもらうという形にすれば良いと思うから、まずは条文さえしっかりすれば良いと思います。ある意味素人がやっているの、多少の言葉のズレはあるかも知れないけれど、それこそ精神だけ分かれば良いと思う。ただ聞かれた時に我々関わった人間がそういう事なのですと説明出来るようになっていけば良いのではないかと思います。</p> <p>事務局： B委員に確認したいのですが、先程からお話している5ページ目の「価値に目覚め、その掘り起こし行ない」という順番はこれで良いのですか。</p> <p>B 委員： 皆さんには大変申し訳ないのですが、個人的には、掘り起こしが先だと思います。</p> <p>C 委員： 精神は汲み取っているのどちらが先でも良いような気がします、普通に書いていったら、多分文章的には、掘り起こしがあって価値へと続くと思うのです。これを読んでいて違うなと思う事もありますけれども、それぐらいは良いような気がします。</p> <p>会長： こういうものがあって、そこから引用されたのではないかという事であり、フレーズだとかインパクトだとかという事なので、文章的には問題ないという事であれば、先に掘り起こしてから、広めるという意味で価値への目覚めに繋がるという事でどうでしょうか。</p> <p>C 委員： 文章的には、「その」という言葉が2回続くのは大丈夫なのでしょうか。掘り起こしを行うというのはどうなのでしょう。掘り起こすというのは行うという事だと思うのですが、二重になっているような気がします。</p> <p>A 委員： 「その」は、先人達が残した大切な財産の事を言っているのでしょうか。その財産の価値に目覚め、またその財産の掘り起こしを行いとなると思います。掘り起こしとなると、文法的には名詞なので問題ないと思います。</p> <p>C 委員： 「その」は、どちらか一つで良いような気がするのですが、</p> <p>A 委員： 「その」ではなく「また」にするとか。</p> <p>D 委員： B委員は「価値への目覚め」というところに非常に惹かれた部分があるという事だったので、リーダー会議でも「価値への目覚め」という言葉をそのまま使って文章を考えたのですが、中々繋がらないのですよね。それで仕方が</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>なく「<u>価値に目覚め</u>」と変えたのですけれども、これで良いのですか。</p> <p>B 委員： 蒸し返すようで申し訳ないのですが、私は先程言ったように掘り起こす事によって<u>価値に目覚める</u>のではないかなと思って。すいませんこだわりがあって。</p> <p>D 委員： 「<u>価値への目覚め</u>」を「<u>価値に目覚め</u>」に変えても良いのですか。</p> <p>C 委員： 「<u>価値への目覚め</u>」と「<u>価値に目覚め</u>」だと大分ニュアンスが違いますからね。B委員に任せますので、どちらかに決めて下さい。</p> <p>B 委員： すいません。それでしたら「<u>価値への目覚め</u>」をお願いします。</p> <p>D 委員： 文章的に繋がらないのですが、どうでしょうか。</p> <p>A 委員： これから自然遺産を指定するのですよね。まず、どこそこが良いという事から始まると思います。そして良いとか悪いとかというのは<u>価値</u>ですよね。だから良いという事が、<u>価値がある</u>という事になると思うのですが。</p> <p>B 委員： もちろんそういうものもいっぱいあると思うのです。私はあそこなんか面白い所だなという事が先に来て、そして実際に行ってみるのです。その結果やはり面白いものがある。ではその<u>価値は何だ</u>という事で突き詰めて行く。ちょっとそういう経験をしているものですから。</p> <p>会 長： 掘り起こしてから広めたいという感じですかね。</p> <p>C 委員： B委員が言うように文章整理をしたら、どうなりますかね。</p> <p>B 委員： 先人達が残した大切な財産を掘り起こし、その「<u>価値に目覚め</u>」になってしまいますね。「<u>価値への</u>」はちょっと文章的に厳しいかなと思いますね。皆さん色々配慮してくれて大変ありがたいのですけれども、「<u>価値に目覚め</u>」で結構です。</p> <p>C 委員： 多分「その<u>価値に目覚め</u>」という文章がない方が全然すっきりすると思います。どこか別の部分に<u>価値への目覚め</u>が入らないかなと思ったのです。「財産である事からその掘り起こしを行い次世代に繋げなければならない」というのが一番きちっと来ると思います。この「<u>価値への</u>」という大事なフレーズにこだわりがあり、それがどこかに当てはまるのであれば、ここは「掘り起こし」だけとなり文章的には全然おかしくないです。入った事によって若干おかしくなると思います。<u>価値への目覚め</u>というのは結構どこにでも入りそうな文章ではあるのだけれども、ここに入ってしまうとちょっと変だということです。この言葉に合う条文をもう一つ追加したらどうでしょうか。この言葉はとても良い言葉なので、雰囲気としてその<u>価値を認める</u>という事はどこかにこう入れられないでしょうか。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>A 委員： この文言の問題も去る事ながら、すごく重要な良い言葉なのに5項目に出て来ていますので、入れるとすれば1項目か2項目に出て来るべきだと思います。</p> <p>B 委員： 色々な箇所にスライドさせて照らし合わせてみてもやはりちょっと苦しいので、大変勝手に申し訳ないのですが、もう一度色々と考えてみたいし、これにこだわりたいと思っています。だけど、時間がもったいないので宿題にさせて下さい。そして、ちょっと書いてみますので、それをリーダー会議で検証してもらい文章的におかしいという事になれば容赦なく切り捨ててもらって結構ですので、よろしいでしょうか。</p> <p>C 委員： 例えば第1項のところ、「貴重な共有財産である。その価値への目覚めは市民、市及び事業者が協働で守り育てなければなりません。」とすれば一応繋がるのですが、「価値への目覚め」というのがちょっとどうかと思いました。意味的には価値に目覚めるという事にはならないような気がします。</p> <p>A 委員： 条文ではなく「価値への目覚めと掘り起し」という題にして、その後このような事が必要だというように書くのはどうでしょうか。</p> <p>C 委員： 「価値への目覚め」というのは、教育分野というか啓蒙・啓発の分野のような気がするのですよね。「価値への目覚め」を促進しなければならないとか、そういう繋がりかと思います。ですから、啓蒙・啓発に関する部分がもしあるとすれば、そこに書き加えるのが良いかと思います。</p> <p>会 長： 文章ではなく表題なのですよね。表題に「価値への目覚め」と書いて、そういう事を子供たちに啓蒙していくとすればきちんと文章として収まるという事ですね。</p> <p>C 委員： 啓蒙・啓発についてどこかに書いてありますよね。</p> <p>会 長： 9ページの上の方に第14条（知識の普及等）とありますね。「価値への目覚め」という事をここに入れてはどうでしょうか。</p> <p>B 委員： あんまり細かいのもどうかと思いますね。</p> <p>C 委員： 見出しの（知識の普及等）を（価値への目覚め）に変えれば良いのではないのでしょうか。</p> <p>A 委員： それですと、何か「価値への目覚め」の扱いが軽くなったような気がしますね。やはり目的や理念の部分に出て来てほしいですね。</p> <p>B 委員： 私は良い考えだと思います。文章として条文の中に入れるのはかなり難しいようですし。</p> <p>E 委員： 「価値への目覚め」という言葉を条文の中に入れようとするから、どうして</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>もこのように無理が掛かってくると思います。</p> <p>C 委員： 「価値への目覚め」という言葉を入れて上手く条文は作れませんけれど、この言葉自体は悪くありませんので、先程B委員が提案されたとおり宿題にすれば良いかと思います。ですからもう少しB委員に考えてもらい、それをリーダー会議で検証してもらおうという事でよろしいのではないのでしょうか。</p> <p>A 委員： すいません、もう一つよろしいでしょうか。今日配布された、「登別自然遺産【案】」の目的の第2項に「現在存在する優れた自然の掘り起こしと、価値への目覚め。」とありますが、もしこのまま続けるとすれば「目覚めを促して行く事が大切である。」とすると良いですね。その前に祖先が残した大切な財産である事が表記されていますしね。「価値への目覚め」の後ろに「促す」という言葉を入れた方が、文章的にもより良くなると思います。</p> <p>C 委員： 理念は全て「何々しなければなりません」と締めていますので、「促さなければなりません」ではおかしくなると思います。ですので、啓蒙・啓発の分野か教育分野の方へ入れていかないと、うまく伝わらないように思います。</p> <p>A 委員： 「価値への目覚め」ではなく「価値に目覚め」とすれば問題はないように思いますが、この言葉にはこだわりがありますので、そういうわけにはいかないでしょうね。</p> <p>会 長： この部分については再度考えてきて頂きたいと思います。続きまして6ページに青字で書かれている第7項は削除になりますが、これは第6項に含まれるから必要がないという事です。</p> <p>A 委員： そうですね。前回の議事録では第6項に全て含まれているので、この部分は必要ないという事です。</p> <p>B 委員： 私は何度か議事録を読み返してみた上で質問したい事があるのですが、この第7項を削除した場合でも、15ページの「第6節みどりの保全・育成」のところで、「在来植物による緑化に努めなければなりません。」とあり、「在来植物」という表現が全く無くなる訳ではないので私としては構わないのですが、第3条第6項に、「良好な景観と豊かなみどりは、多様な生物が生息する自然環境によってもたらされることから」と書いてあるので、第7項は必要がないという意見が非常に多かったように感じました。そうしますと、これから色々な人々がみどりに関わる事と思いますが、「多様な生物が生息する自然環境」というのを、果たしてどこまで理解して頂けるのかなと思いました。</p> <p>D 委員： それは私が言った事です。要は、第6項が生物多様性を意識したものであるという事です。皆さんの意見は、それだと分かりにくいので「在来種・外来種」という言葉を使いましょうという事だったのです。これが生物多様性をきちんと表現しているのかどうかという事なのでしょうけど、例えばここを多様な生物という事ではなくて、生物多様性によってもたらされるというような表</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>現とすれば分かり易くなるのかなという気はしますけど、そういう事を言っているのではないのでしょうか。</p> <p>B 委員： すいません、まだちょっと自分の中でその辺の事が整理出来ていません。</p> <p>会 長： お話を進めて行くうちに思い出すというか、その辺の事はきちんと整理されて行くと思います。</p> <p>B 委員： 先程も言いましたように、第6節で「在来種」の事を取り上げて頂いておりますので、この件につきましては了解しました。</p> <p>会 長： 第3条で在来種に関する記述が削除され、第30条ではその事についての記述があるという事です。よろしいでしょうか。続きまして第16条第4項ですが、当初は「再任を禁止するものではありません。」となっていました。が、「再任を妨げるものではありません。」と改めた、という事です。表現をやわらかくしたものです。よろしいでしょうか。続きましては、「第3章第1節景観・自然遺産等」とありますが、この「等」という言葉を削除しました。続きまして第25条（眺望ゾーンにおける行為）ですが、この「眺望ゾーンに影響を与える行為をしようとする人は」という文言を「何人も」に改め、すっきりさせました。よろしいでしょうか。これで一応前回までの会議で出されました、疑問や問題点は解消されたかと思いますが、まだ何か残されている問題はあるのでしょうか。すいませんもう一項目ありました。先程の在来植物についてありますが、新たに、みどりの保全・育成ということで第6節を追加し、第30条（在来植物の保全等）として「在来植物は、生物の多様性を確保するために大切なものであることから、何人もその保全に配慮するとともに、在来植物による緑化に努めなければなりません。」という条文でまとめています。よろしいでしょうか。ここでB委員からご提案があるので説明をして頂きたいと思います。</p> <p>B 委員： 第1章の総則に係る部分の中で、第1条（目的）についてですが、「この条例は、市民、市及び事業者が協働で、良好な景観と豊かなみどりを将来にわたり守り、育て、活かし、次代へ継承していくことを目的とします。」、とありますけど、私からの提案として皆様にご検討して頂きたいのは、この中に「良好な景観と豊かなみどりそれらにつながる、水、大地、大気、を将来にわたり守り、育て、活かし、次代へ継承していくことを目的とします。」、というようにしたいので、「それらにつながる水、大地、大気」という文言の追加の検討をお願いしたいのです。何故これをお願いしたいのかと言いますと、2年前に福島で大きな地震と原発事故がありました。取り敢えず山は色々なみどりにあふれていますけれど、そのみどりが今、人間生活や生物にとって非常に過酷な状況を作り出しています。汚染された水などが沢山出ているわけなのです。世の中これから何が起こるか分かりませんので、私たちはやはり健全な空気がなければ生きていけないという事を、今回の震災で目の当たりにしましたので、この文言を何とか入れてもらえないかという事を検討して頂きたいと、提案させて頂きました。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>C 委員： どこかにこの文言を書き加えるという事ですか。</p> <p>B 委員： 何処かというか、第1条(目的)のところだと思いましたが、ここがおかしいという事であれば何処か別なところでも構わないです。</p> <p>C 委員： そういう事ではなくて、「良好な景観と豊かなみどりそれらにつながる、水、大地、大気を将来にわたり守り」という文言をどこかに入れて欲しいという事でしょうか。</p> <p>B 委員： 文章の続きの中に入れて下さいという事です。ですから「この条例は、市民、市、及び事業者が協働で、良好な景観と豊かなみどり」で区切って、そこに「それらにつながる、水、大地、大気」を追加し「将来にわたり守り、育て、活かし、次代へ継承していくことを目的とします。」というように繋げる形で条文の中に入れて頂きたいという事です。</p> <p>C 委員： 個別に「水、大地、大気」と言うと、より具体的で分かり易いのですが、自然環境と一言で言った方が言葉的にはすっきりすると思います。「それらにつながる自然環境を」とした方が良いのではないかと思います。</p> <p>会 長： 「良好な景観と豊かなみどり」を保全するためには、それらの「水、大地、大気」が大切なのだという事を言いたいわけですね。</p> <p>B 委員： そうですね。ですからこのようにわざと具体的に挙げてみました。本当は大気としたかったのですが、広がりすぎる感じがしましたので。自然環境だと大気より狭いかもしれませんが、広すぎるような気がします。</p> <p>会 長： 環境条例に関連するものだと思いますが。</p> <p>B 委員： 環境条例とも思いますが、色々な条例を調べていましたら、某町の景観計画に「水・大地・大気を維持する必要がある」という感じで載っていました。これを頂いたという感じです。</p> <p>会 長： 環境条例の中ではこの事についてどうなっているのでしょうか。あえてここにも取り入れたいという事だとは思いますが。</p> <p>B 委員： 環境部門だよと言われれば、全くそのとおりだと思いますが、やはりみどりを語る上で、みどりの根幹を成すものはいったい何かという事になれば、水・大地・大気という事になるかと思しますので、ご検討頂ければと思います。</p> <p>D 委員： 景観・緑化条例を作るという目的からすると、この第1条の目的は簡潔にした方が良くと思います。ただ、B委員から提案のあった件については、ここに入れるよりは、むしろ以前「みどり」についての定義を議論しましたけれど、その定義が出来れば、「水・大地・大気」という言葉が出て来るのかと思いま</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>す。今回「みどり」の定義がないですから、その言葉は出てきませんが、私が色々な市町村の条例を見た限りでは、多少なりとも出て来る言葉なのです。例えば、某区の条例では、「みどり」の定義のところ「水・土壌・大気」という言葉を使っています。それらの定義の中で使われれば、当然条文の中でも生きて来るのですけれど、例えば某区では自然環境の保全という事で、「みどりの育成に必要な大気・水・土壌・昆虫及び野鳥等の自然環境を良好に保全するよう努めなければならない」と規定されています。それから某区では、「みどりの保護と育成に必要な水を確保するために地下水及び湧水を保全するよう努めなければならない」とあります。その他にもいくつかはありますけれども、それらはいずれも「みどり」の定義の中で「水・土壌・大気」という言葉を使っておりますので、それに関連する条文という事でそういったものが出て来るのだらうと思います。今回、「みどり」の定義を条文の中で規定していなくても、先程のB委員の提案を条文の中に取り入れる事は出来ると思いますが、目的の部分に入れるよりはどこか別の条文で用いて、この目的の部分は簡潔にしておいた方が良いのかなとは思いますが。</p> <p>会 長： 目的ではなく、別の条文の中で活かすという事でしょうか。</p> <p>D 委員： 例えば、条文の中で、「大気と水と土壌の保全について」という項目を設けて、「豊かなみどりと景観を守るためにそれらを保全しなければならない」というような条文になるのかと思っています。</p> <p>B 委員： この会議の中でも出たように記憶しているのですが、ここに参加しているメンバーでも「みどり」という事についての認識が違うように思います。ですから、この条例を作るにあたって私たちの中で「みどり」について共通認識といえますか、先程D委員からご説明のあったような事を、汲み取っていく必要があるのではないかと思います。最初の説明で「みどり」というのは、環境なども含めたものだという事だったと思います。再度これらの事を確認していけたら良いなと思います。その中で私が提案した事が取り上げられるのなら、落ち着く先はどこでも構わないと思っています。</p> <p>会 長： 「みどり」に関する部分について議事録を調べてみましょうか。</p> <p>B 委員： 恐らく初めの方であったと思います。</p> <p>会 長： そうですね、最初の方でありましたよね。</p> <p>C 委員： 目的や理念に通じるものなので、場所を選ぶという事になれば文章の流れからしても、第3条(基本理念)に第6項を設けて行く形になるのかと思います。「みどり」という定義よりは、条文として何処かに入れた方が良いと思います。目的はあくまでも目的であり、これ以上は入れられないと言えれば語弊があるかも知れませんが、市民が色々な事を感じて、今ある自然を次の世代に残して行く事は明らかな事ですから、そこにこれが入るとなると内容が分かりにくくなりますから、理念という形であれば入れる事が出来るのだと思います。この議</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>論の続きは次回という事でどうでしょうか。</p> <p>D 委員： ですから、理念に入れるべき文章と条文に入れるべき文章の2本立てでB委員に考えてもらえれば良いかと思います。</p> <p>C 委員： 要するに、私たち登別市民は「みどり」の事に関して、こうして行かなければならないと書いているわけですから、その中の1項目として入れてもおかしくはないと思います。時代を反映しているし我々が気づいた事ですから、それを理念として入れる事は良い事だと思います。</p> <p>A 委員： 大地とありますけど、先程は土壌と言っていました。</p> <p>C 委員： でも大地の方が登別らしくて良いと思います。別に他の市町村と同じ言葉を使う必要はありませんし。</p> <p>事務局： B委員のイメージされている、「それらにつながる水、大地、大気」というのは、「みどり」ではないという事なのでしょうか。</p> <p>B 委員： みどりにつながるという事です。「つながる」と言えば良いのか「つらなる」と言えば良いのか、実は私も表現に迷っております。</p> <p>C 委員： 「みどり」を守るための根源が、「水、大地、大気」だという事を言っているわけですよ。</p> <p>事務局： 「みどり」そのものではないですよ。「みどり」を守るために必要な要素であるという事です。</p> <p>C 委員： そうですね、要素と言うよりは条件と言った方が良いのかも知れません。</p> <p>会 長： 今議論した結果、考えるところが2箇所あったと思います。最初の方の会議で、条例に対する皆様の思いを様々なご意見として頂いておりますので、それがきちんと反映されているかどうかという大きな視点で見れば、また新たな意見が出るかも知れません。自分の言った意見などが抜けていないか議事録を見て思い出して頂きたいと思いますが、議事録も多いので、条例案に集約した意見を載せた資料を用意しておりますので、それをお配りします。今後また同じ議論を避けるためにも、それらがきちんとこの条例案に詰まっているかどうかを確認して頂きたいと思います。よろしいでしょうか。次回会議は4月下旬にしたいと思っております。それでは皆様長時間ご苦労さまでした。これで本日の会議を終了します。</p>
-----------------------	--